

理事長等職務執行停止等復命命令申請

東京都東村山中富士見町三丁目十一番四二号

債権者

斎藤 彰爾

同都港区西麻布二丁目一三番一八号

同

大西 憲治郎

同都古田区松原一丁目二〇番一八号

同

岡田 孝平

横浜市緑区長津田町二〇〇番地二八

同

山 脇 国利

東京都港区代々木二丁目三三番一六号

同

高橋 満寿男

愛知県名古屋市中区千種区徳川山町三丁目八番六号

同

真下 信一

東京都中央区銀座二丁目一六番竹田ビル三階

右六名訴訟代理人弁護士

守屋 典郎

同 都 新 宿 区 若 葉 一 丁 五 三 番 七 号

後 藤 昌 治 郎

同 都 古 田 区 古 田 各 丁 上 野 五 丁 一 番 一 五 号

債権者

村 田 晴 彦

理事等職務執行停止代行看護主任役員分事件

申請の趣旨

一 債権者は理事長並びに理事等選任決議不存在確認

訴訟の本審判決確定に至るまで同学校法人の理

事並に理事長の職務の執行を一切停止すべし。

二右停止申裁判断の選任する者として理事長の職
務の代行を命じ、
との裁判を求めよ。

申請の理由

一 当事者等と

債権者らは、学校法人多摩美術大学の理事で
債務者等は、同法人の理事長と称し、登記法上理
事となつて居る者である。同法人の寄附行為による理事
の定数は七人以上九人以内であるが、現任の理事会は
債権者ら三名の外二名と、債務者らと合めれば九名で構
成されている。

同法人は、教育基本法、学校教育法に従い、大学を
他の教育施設と設置するものと等しと目的とする学校
法人であり、右目的を達成すべく、多摩美術大学
学大学院、同美術学部と多摩芸術学園を設
置している。

二 債権者らの理事長と理事長とについて

(一) 同法人の理事長は、理事のうちから理事の互選によつ
て選任されるのであるが(寄附行為六条)、債務者らか
理事に就任したのは、評議員のうちから評議員の互
選により理事に定められたもの(同八条一項二号)であり
評議員に選任されたのは、事務局長であったので、職員とし
て理事会から選任されたもの(同八条一項一号)である。

職員のうちから理事長、会において選任された評議員は、

職員が職を退いたときは評議員の職を失うものと定めらる
 り(同一八条二項) 評議員のうちから評議員の互選
 により定められた理事は、評議員の職を退いたとき
 理事の職を失うものと定めらる(同一八条二項)。
 理事長は理事であり、この前提とするから、理事の
 職を失ったときは当然理事長の職を失うといひい
 ることもない。

債権者指し 昭和四八年三月末日事務局長の職を
 自ら退いたが、これを停年退職と確認したものであ
 る。多摩美術大学教職員停年規則によれば、事
 務局長の停年が六十八才(一条) 停年による退
 職は停年と達した日とする。但し必要と認めらる場
 合は当該停年度の末日まで延ばすこととする(三
 条)と定めらるるが、債権者指し昭和四八年七月に以
 ての才と訂正し停年により既に事務局長の職を失った
 ら、それ故に身附行為の定めにより同時に、評議員、理
 事の地位を失い、当然に理事長の地位を失ったので
 ある。

(三) 債権者指し、自らの学識経験理事であり、理事
 並に理事長の地位を失われないと称しているが、債権者
 と学識経験者として理事に選任した決議は存在せ
 ず、また、そのようであるとして理事に選任された債権
 者と理事長に選任した理事会の決議も存在し
 ていない。したがって債権者指し 昭和四八年四月一日

以降 理事長として理事長としてない。

三、債務者の専横、違法行為

然るに、債務者は、理事長の地位を失った後も頑強にその職を固執し、理事長印を私宅に置き、次に挙げるように、事実上理事長の職権を用ひしつゝして違法行為を重ねた。

(一) 債務者が理事長を僭称して理事長印を占有して、
ため、理事会・評議員会の招集・開催、債務者の専断に任ぜられた。対外的にも、債務者名義で行はれ、学校法人の業務を遂行せしむる。債務者の専断に委ねられた。

(二) 債権者真下は、昭和四五年四月に理事長に選任され、以来その地位にあり、同四年四月に三選され、
たが、債務者は教授会の由りにわたる要求にもかかわらず、このための理事会を招集せず、学長辞令の存在を阻んでいふ。

(三) 学長と理事、評議員の地位を有するが、(私立学校法三八条一項一号、寄附行為八条一項一号、同八条一項四号)、債務者は債権者真下と理事、評議員として認めず、理事会にも評議員会にも招集しない。

(四) 昭和五年二月十四日、事務職員二名を含む九名の者により「査問委員」を依頼して翌一五日に査問委員会を開催せしめ、理事会、教授会、協議会の議を経ることなく、同日深夜理事長名の文書にて、債

校長真下に対して教授解任の、同山脇に対して教授並
 に教務部長解任の、各通告をした。査問委員会の
 設置、運営、委員の人选、依頼等は、人事の公正を確保
 するために教授会並に理事会の決議によるべきであら
 ぬが、これと無視して行なわれ、査問委員会の委員
 として「査問委員会」を組織せしめられた。しかも債権者
 が依頼した「査問委員会」は、事務職員が会となり、債権者
 真下は「これに」査問委員会への出席すら求めないで欠
 席裁判すといふ無法極まりものであった。

(五) 昭和五〇年二月二日付文書で、「理事補充についてその
 他」と議題とする評議員会と行ない、同日、招集し(債権者
 真下、同山脇は評議員であり、招集されない)、同月二三日、

定数不足のまま松葉良を理事に選任した。右議題
 については「理事補充」とは、債権者山脇の解任とれ当然
 に理事の地位を失ふことの前提に立つてあり、(四)で
 述べたように右解任は違法無効のものであり、したがって
 同債権者の理事の地位を失つていないのみならず、却つ
 て債権者の理事長であり、評議員会を招集する
 権限があり、債権者真下、同山脇の月次も招集不
 通知を受けなかった評議員であり、過半数の評議
 員は出席しなかったが、債権者の強引たる松葉
 良を理事に選任する手続を強行したものである。

四、仮処分上の必要性

(一)債権者有藤、同大西、同高橋、同山脇、同岡田は、債権者

者に附記三の(一)ないし(四)の事実(四)については「査問委員
 会」招集の事実(一)のほか、学校法人の公金を用いたこと、
 消した重大な疑がみあり、昭和五〇年二月十五日、寄附
 行為一三条三項により過半数の理事者の連名をもって
 「一、査問委員会を設置すること、二、理事長の身分
 のついで、三、理事会の承認を得ない重要事項に関
 する経費について」と議題とする理事会を招集するよう
 債権者の文書をもって請求した。(債権者は法的には理
 事長ではないのであるが、理事長印を握っていること、事実上債権
 者の招集を請求せよと之がたのびである)。しかるに債
 権者の右文書を受取ったが理事会招集の議題とす
 べし事項の見当りなく、理事会招集は当然見送ら

七日回答したる事

債権者は、一方において、債権者より正当な理事会招集
 の請求を違法不当に拒否したから、他方において、理事
 長印を冒用して、その後と附記(四)債権者真下、
 岡山協の解任(一)の(五)のよう、学校法人の教務と運営
 の根幹にかかわる重大な違法行為を矢継早に重大
 なていす。

(二) 大学は、現任入試、九才業、入学等、大学としてのも
 重大な時期に当面し、来る二月二七、二八両日に入試判
 定会議、三月一日に入試合格発表を控えているのである
 が、債権者は、従来債権者山脇の教務部長として担
 当してきた入試本部長を、去る二月一五日、教授会の議

を経ることなく、事務職員以下の教員が一課長本杯信に命じた。かくして債権者真下、同山脇は、本来学長、教務部長として関与し公正に遂行せしむべき入試判定会議に出席するべく、事務職員の入試の最高責任者として入試判定に介入するといふ重大な事態すら発生するおそれがある。

以上のよう、債権者は、理事長印を握って専断行為を重ね、自分の意に従わぬものを不法に排除し、自分の意に従うものと不法に登用して大学を私物化し、大学の教務と運営の秩序を根底から破壊しつつある。

(三) 債権者らは、債権者、理事並に理事長選任決議不存を認め、訴を提起すべく目下準備中であるが、この

まま本案判決確定まで放置しておけば、債権者は、理事並に理事長の職務を執行させることが著しく適正を欠くため、理事、評議員および教授、学長、教務部長のみ、債権者らの地位と職務の遂行に對してのみならず、大学の教務と運営に回復するに、損害を生じしめ、おそれがあり、事情が急迫しているので本申請を及んぶ。至急、裁判を求め、次第であります。